

改正

平成30年3月15日条例第7号

大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例

（目的）

第1条 この条例は、高齢者の精神障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって高齢者の精神障害者に係る健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（助成要件）

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）であるものとする。

- （1） 本市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）
- （2） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級又は2級である者
- （3） 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えない者
- （4） 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(住所地特例)

第3条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成28年条例第18号）の規定により医療費の助成を受けることができる者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

(助成の範囲)

第5条 医療費の助成は、前3条の規定により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 高齢者医療確保法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額
- (2) 高齢者医療確保法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 市長が規則で定める額

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、

市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告)

第10条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「高齢者」を「大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例（平成28年条例第20号）による高齢者」に改める。

別表第2の3の項中「高齢者の精神障害者」を「大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例による高齢者の精神障害者」に改める。

附 則（平成30年3月15日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条の2第1項第1号及び第2号、大和高田市心身障害者医療費助成条例第2条第1項第3号、大和高田市精神障害者医療費助成条例第2条第1項第3号並びに大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例第2条第1項第3号の規定は、平成31年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について

適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。